

第3回教育委員会定例会会議録

平成30年3月22日（木）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	高 橋 宏
	委 員	猪 熊 緑
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 施 設 担 当 課 長	山 本 俊 彰
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 平成30年国立市議会第1回定例会について	
議案第11号	新給食センターの整備用地について	
議案第12号	国立市部活動指導員規則の制定について	
議案第13号	国立市文化芸術推進会議規則案について	
議案第14号	国立市立小・中学校評議員会設置要綱の制定について	
議案第15号	国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第16号	平成30年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
議案第17号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成29年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)	
議案第18号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度教育費(3月)補正予算案の提出について)	
報 告 事 項	2) 国立第二小学校の建て替えについて	
	3) 国立市立学校における働き方改革推進実施計画の制定について	
	4) 平成29年度国立市文化財登録について(答申)	
	5) 市教委名義使用について(5件)	
議案第19号	国立市文化財保護審議会委員の委嘱について	秘密会
議案第20号	国立市立学校薬剤師の委嘱について	秘密会
議案第21号	教育委員会職員の人事異動について	秘密会

議案第 2 2 号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	秘密会
議案第 2 3 号	臨時代理事項の報告及び承認について (国立市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)	秘密会

午後 2 時 0 0 分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。「鎌倉を驚かしたる余寒あり」という句がございます。高浜虚子の句なのですけれども、「余寒」というのは余る寒さと書きます。春になって、急に冬に逆戻りしたような寒さ、突然訪れることを余寒と言うということがございますけれども、昨日まさにそんなような寒さでございます、鎌倉のみならず、箱根、奥多摩のほうの観光客や登山客は随分驚かされたのだらうなど思っております。幸い平地のほうは、大したこともなくて済んだところでございます。

3 月も終わりになりまして、いよいよ年度末となってまいりました。あすが小学校の終業式、あさってが中学校の終業式となります。また、年度末ともなりまして、教育行政のほうの事業のほうも年度末を迎えているところでございますけれども、年度末を迎えるということになりますと、当然ながら新年度の準備が慌ただしくなっております。

本日の議題の中でも、新年度に向けて平成 30 年度の国立市立小中学校の教育課程の受理について、あるいは新年度からの教職員の人事異動についての議案も用意されているところでございますので、審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

嵐山委員がご都合により、遅参する旨のご連絡をいただいております。定足数には達しておりますので、これから平成 30 年度第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を猪熊委員にお願ひいたします。

○【猪熊委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしくお願ひします。

では、審議に入ります前に、本日の審議案件のうち、議案第 19 号、国立市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第 20 号、国立市立学校薬剤師の委嘱について、議案第 21 号、教育委員会職員の人事異動について、議案第 22 号、臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）、議案第 23 号、臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校給食センター運営審議会委員の解職及び委嘱について）は、いずれも人事案件ですので、秘密会とさせていただきますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 また、議案第 17 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）、と議案第 18 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）は関係議案でございますので、一括して説明、質疑の後、個別に採決することといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。

2 月 20 日火曜日の第 2 回定例教育委員会以後、昨日までの教育委員会の主な事業についてのご報告を申し上げます。

2 月 22 日木曜日には、各校 P T A の予算要望に関する回答と説明を始めました。昨日までに全ての学校のご要望に対する回答・説明が終わっておるところでございます。

また同日、給食センター運営審議会を開催いたしました。

また、同日は子ども読書活動推進計画策定委員会も開催しております。

2月23日金曜日、この日より都立高校一般入学試験が開始されました。本年は、都立高校への入学者の希望者が少ないということで、第三次募集までかなりの募集人数の募集があったと聞いております。

2月26日月曜日、社会教育委員の会を開催いたしました。

国立市議会の第1回定例会が同日より3月27日までの会期30日間で開催されております。なお、これまでの国立市議会第1回定例会の開催状況等につきましては、後ほど教育次長より報告をいたします。

3月5日月曜日に「くにたちの教育」第150号を発行いたしました。

3月8日木曜日に、平成30年度の教育課程届けの受け付けをいたしております。市議会予算特別委員会がこの日より13日まで開催されました。

3月9日金曜日に校長会を、3月13日火曜日には副校長会を開催しております。

3月15日木曜日に、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

また、同日は、市議会において総務文教委員会が開催されております。

3月16日金曜日に、中学校で卒業式がとり行われました。

同日は国立駅南北通路におきまして、「Play Me, I'm yours」のキックオフイベントが行われております。

翌3月17日土曜日より3月31日まで、「Play Me, I'm yours」が、市内10カ所でスタートしたところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございましたら、よろしく申し上げます。

山口委員。

○【山口委員】 感想と質問を若干させていただこうと思っております。

一番印象深いのは、先週金曜日の卒業式に出させていただいて、もうこの時期なのだという実感をいたしました。

それ以外に、2月22日に第二小学校で教師道場に行った先生の発表と、それから翌日に自主発表ということで、第三小学校でありまして、それぞれ私自身、見させていただいて内容もさることながら、他地区の先生も含めて結構大勢の方が来て、発表等々見られていたというのは、先生方の意欲を感じたところでうれしく思っております。

それからもう一つ、先ほど卒業式の話をしましたけれども、2月27日に特別支援学級の合同学習会、これは卒業を祝う会、小学校から中学校まで、小6の子、中3の子それぞれ卒業だよということをみんなでお祝いするというのがありました。それから、3月12日に適応指導教室のほうで、そこにいる中3が17名ぐらいでしたかね、全員進路決まっているということでしたけれども、3年生を送る会というのをやりました。いわゆる学校の卒業式とはまた違う、温かい感じというのですかね。そこに自分たちがいて自分たちで先輩を送り出すのだよ、そこから巣立っていくのだよみたいな、非常に子ども同士のつながりの温かさを感じたのが印象深く感じたところでございます。

質問を少しさせていただくと、一つは、今言った卒業に関するのですけれども、特に中3の子たちの進路状況、今わかっている時点で、大体わかっているのではないかなと思うのですけれども、進路状況を教えていただければと思います。

それから、もう一つは、幼保小の連携、幾つかやられていますけれども、これからもっとやっっていこうというような話もあると聞いておりますので、それに対する対応というか、今後の考え方等々があればそれについて、幼保小と小との連携ですね。結構いろいろなところで今言われ始めておりますけれども、それに対する現状、国立市としてどう考えているのかということをお聞かせ願えればと思います。

以上でございます。

○【**是松教育長**】 それでは、質問のお答えをお願いします。植木指導主事。

○【**植木指導主事**】 国公立立中学校3年生の進路決定状況についてご説明いたします。

都立高等学校第一次募集分割前期募集の合格発表後、平成30年3月1日時点の状況は、3年生478名中465名が進路決定し、内訳としては、全日制、定時制の都立高等学校が全体の50.3%。全日制、定時制、通信制の都内私立高等学校が40.6%。全日制、定時制、広域通信制の他県公立私立高等学校、国立高等学校、特別支援学校高等部、専修学校、就職その他が9.2%です。都立高等学校分割後期募集全日制第二次募集合格発表後、3月15日時点では、3年生全員の進路が決定しています。生徒個々の状況に合わせて、さまざまな進路先を決定しています。

以上です。

○【**是松教育長**】 では、引き続きまして、幼保小連携の取り組みについては、荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 幼保小の連携でございますけれども、今、議会でも幼児教育というのが非常に注目されておりまして、全庁的にも児童青少年課中心に幼稚園、保育園での教育というようなところで力を入れて研修等を行い始めているところでございます。

これを受けまして、教育委員会の事務局といたしましても、しっかりと幼保小の連携にかかわる研修等が必要であろうと考えまして、早速、平成30年度4月中に一つ研修会を行っていかうと考えてございます。

内容といたしましては、スタートカリキュラム研修会と題しまして、東京都の教育委員会からも強くご推薦がありました杉並区立杉並第四小学校の高橋校長先生に講師としてご指導していただくことにしてございます。小学校の第1学年を担当している教員を全て集めまして、あとは幼稚園、保育園の希望する教員を交えまして、研修をしていきたいと考えてございます。子どもの就学期の教育というところを全員で研修していきたいと考えてございますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○【**山口委員**】 ありがとうございます。まず幼保小はもう3年前からになりますかね。幼保小の連絡会を実際に校長ともやっております、気運としては非常に高まっているので、非常にいいのではないかなと思っております。

あとは進路状況ですけれども、私も適応指導教室の子どもたち、先ほど全員と言いましたけれども、あそこでは全部子どもたちが行くであろうという進路先に適応指導の先生方が全部、夏休みとか回って調べて、それで個々に合ったところを進めているというような感触を持ちまして、それが先ほどの植木指導主事からのご報告にもあったような状況なのかなと思います。子どもたちが次の段階に行ってまた一段と成長していく、新しいところで新たに可能性を開いていくということは非常に大切かと思っておりますので、今後もしっかりやっていただければと思います。ありがとうございます。

○【**是松教育長**】 ほかに。高橋委員、お願いします。

○【**高橋委員**】 私、三中の卒業式に出席しました。山口校長のお話では、三中は16日、卒業式までに全員進路が決定したということで、大変うれしいという話が最初にありました。

式が始まりまして、礼儀正しく、真剣な表情の卒業生と、それから、私語する生徒が一人もいない在校生の姿が、やはり厳粛な卒業式となっております。卒業証書授与のときには、今年度の合唱コンクールで歌った曲がBGMとして流れ始め、生徒たちは感極まって泣いてしまう、そういった場面がありました。義務教育最後の卒業証書授与式は、先生方の見事なチームワークで思い出に残る式になったと思います。

最後のほうに、卒業生巣立ちの言葉に続いて、「旅立ちの日に」という合唱が始まるころには、多くの女子生徒は頬を涙で濡らしながら精いっぱい歌う姿を見て、在校生の心に残る伝統になっていく、そんな感じがしました。

この歌についてちょっと述べますと、近年ではもう卒業ソングの定番になっていますが、1991年、当時、荒れていた中学校を正常化するために、歌声の響く学校にしようと合唱の機会をふやしていったそうです。作詞した校長先生と作曲を担当した女性の音楽教師とともに粘り強く努力を続けた結果、生徒たちはやがて歌うことの楽しさを知り、中学校は明るくなったということです。

私自身の卒業式では歌いませんでしたけれども、すばらしい歌だと思います。今では全国の学校で卒業式に歌われています。

以上です。

○【是松教育長】 猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 感想です。私も第一中学校の卒業式に行ってきましたが、やはりお別れの言葉とかで、卒業生が学校行事とか部活動で達成感を味わった話、自分が成長した話、あとは友情が芽生えていった話とか、きずなができたというようなことを述べられていて、大変な中でも得られるものは多いのだなということをごく思いました。この後も結構、教職員の働き方改革とか、部活動の外部指導員の話とか、議題とか出てくることかとは思いますが、何かいい形でこういったことが残っていく活動をしていけるといいかなと思いました。

あともう一つは、PTAの予算要望に関する回答・説明というのがあったのですが、これはできませんとか、そういった淡々とした説明ではなく、前後の歴史というか、流れも全て説明していただけて、将来的にこうなるので、今後はこういった視点がいいのではないかと、非常に説明が詳しく、今後のPTAでの要望に対する活動に生かせるような回答だったので、よかったなと思っております。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。



○議題（２） 報告事項１） 平成30年国立市議会第1回定例会について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ次に報告事項1、平成30年国立市議会第1回定例会についてに移ります。宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 それでは、平成30年国立市議会第1回定例会について、ご報告申し上げます。

本定例会は、平成30年2月26日から30日間の会期で開催しております。初日の本会議では、国立市文化芸術条例案等、市長提出議案28件と、陳情3件が提出され、一部の即決案件を除き、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託されました。2月28日水曜日には、市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。

3月1日、2日及び5日、6日の4日間は一般質問が行われました。19名の議員が一般質問を行い、このうち10名の議員から教育にかかわる質問がありました。未来のくにたち・望月委員より、幼児教育について、こちら幼稚園、保育園と小学校の連携についてです。新しい議会・藤江議員より、学校のインフルエンザ対策について、教員の働き方改革について、放課後学習支援事業について、国立第二小学校改革マスタープランについて。こぶしの木・上村議員より、生活困窮、ネグレクト等の困難な状況を抱えた児童・生徒の育ちをサポートする仕組みができていくか。公明党・小口議員より、文化芸術条例について。社民党・藤田議員より、教員の多忙化を防ぐ取り組みについて。自由民主党・明政会・遠藤議員より、公

立学校の建て替え手法について、公立学校の施設の複合化について。自由民主党・明政会・青木議員より、給食センターについて。こちら新センターの民間委託についてと、現センターの跡地利用についてでございます。自由民主党・明政会・石井議員より、近隣市との図書館相互利用について、第二小学校の建て替えについて。共産党・尾張議員より、教育条件整備について。こちらは教員の多忙化解決と、今後の学校の統廃合等にかかわった内容についてでございます。図書館施策の充実について。こちら高架下の図書機能、それから、中央図書館のトイレの洋式化についてでございます。自由民主党・明政会・大谷議員より、新学習指導要領について、生涯大学の設置について、2020年東京オリンピック・パラリンピックの気運醸成策について。以上の質問がありました。

3月8日、9日、12日、13日の4日間は予算特別委員会が行われ、平成30年度の各会計予算案が審査されました。

3月15日に総務文教委員会が、16日に建設環境委員会が、19日に福祉保険委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。

3月26日と27日に最終本会議が開催される予定で、委員会で審査された市長提出議案は、全て原案可決となる見込みのほか、教育費を含む平成30年度一般会計補正予算第1号案等、追加議案が審議される予定です。

以上、平成30年国立市議会第1回定例会の報告でございます。

○【是松教育長】 市議会報告が終わりました。ご質問、ご感想などありますでしょうか。



○議題（3） 議案第11号 新給食センターの整備用地について

○【是松教育長】 それでは、ないようですので、次に議案第11号、新給食センターの整備用地についてを議題といたします。

それでは、山本教育施設担当課長。

○【山本教育施設担当課長】 そうしましたら、新給食センターの整備用地について、議案番号11の資料をもとに、地権者と合意に達した概要のご報告と、今後の取り組みに関するご提案内容をご説明申し上げます。

新給食センターの建設に当たりましては、平成28年11月に策定しました国立市立学校給食センター整備基本計画により、新たな用地での建て替えが必要としてございます。事務局ではそれらをもとに、候補とする候補用地を選定し、地権者との間で折衝を重ねてまいりました。ここでおおむねの合意が得られたため、その概略についてご報告させていただくとともに、今後の用地確保の進め方についてご提案をさせていただきます。

まず、1の「候補用地の概要」ですが、所在地は泉一丁目になります。給食センターは都市計画、工場扱いとなりますので、工場または準工業地域に立地する必要がありますが、本候補地は準工業地域に該当しております。面積は約3,800平米、地権者は府中市に在住の方になります。また、候補地の形状などは、右の図でお示ししてございますとおり、三方を道路に囲まれてございます。また、主要道路がブロック隣に接しており、配送についても特に問題はないと考えております。

次に、2の「契約予定の概要」です。契約形態は60年間の定期借地方式による賃借による用地確保を予定してございます。また、(3)のそれにかかる賃料は、おおむね約年間1,200万円程度を想定しております。

続きまして、3の「今後の取組」ですが、現在の賃料想定は、関係課と検討の上で算定したものになり

ますので、正式な詳細につきましては、国立市公共用地等価格審査委員会の決定を経て、地権者に提示を行うこととなります。また、契約条項などの交渉を行い、協議が整い次第、契約をしたいと考えております。

また、次年度には国立市学校給食センター整備基本計画に記載のとおり、PFIなどの導入についての可能性調査を実施し、公民連携の有無を含む事業手法と整備内容の検討を行い、より具体的に事業を推進していく予定となっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 質問というか、その後順調に進んでいると解釈していいわけですね。

○【山本教育施設担当課長】 順調に進んでおります。

○【是松教育長】 それでは、採決に入ってよろしいでしょうか。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 11 号、新給食センターの整備用地については可決といたします。



○議題（４） 議案第 12 号 国立市部活動指導員規則の制定について

○【是松教育長】 次に、議案第 12 号、国立市部活動指導員規則の制定についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 12 号、国立市部活動指導員規則の制定について、ご説明いたします。

まず初めに制定の理由ですが、国立市では、平成 25 年度より顧問教員の異動等に伴う部活動の指導の継続性を担保するため、市立中学校に部活動指導員を配置しております。

平成 29 年 3 月に教員の働き方改革の一環として、学校教育法施行規則の一部が改正され、顧問教諭と同じ役割が担える部活動指導員が法律上に位置づけられたため、国立市の部活動指導員も同様の役割を担えるよう必要な設置規則を制定するものです。

議案を 1 枚おめくりいただきまして、規則案をごらんください。設置規則のポイントといたしまして 3 点説明します。

1 点目は、第 2 条第 2 項に、位置づけとして部活動に関する識見能力を有する者のうちから、教育委員会が国立市嘱託員として任命すること。2 点目として、第 2 条第 3 項に、職務として校長の指示のもと、部活動におけるスポーツ、文化、科学等に関する活動に係る技術的な指導に従事すること。3 点目として、第 3 条に、管理運営規則との関係として、所属職員として部活動の指導業務を分掌させることができることがあります。

最後に、本規則の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

説明は以上になります。よろしくご審議お願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 12 号、国立市部活動指導員規則の制定については可決といたします。



○議題（５） 議案第 13 号 国立市文化芸術推進会議規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 13 号、国立市文化芸術推進会議規則案についてを議題といたします。
津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは議案第 13 号、国立市文化芸術推進会議規則案について、ご説明いたします。

本件は、国立市文化芸術条例、こちら、現在開催中の平成 30 年国立市議会第 1 回定例会に条例を提案し、3 月 15 日の総務文教委員会においては可決という状況ではございますが、この条例が制定されたと仮定し、本条例第 8 条第 6 項に規定する国立市文化芸術推進会議の組織及び運営について、必要な規定を制定するため提案するものでございます。

1 枚おめくりください。国立市文化芸術推進会議規則案です。第 1 条の趣旨は、今申したとおりの内容となっております。第 2 条の組織は、国立市文化芸術推進会議の委員 10 人の内訳を示しております。学識経験者は 2 人以内、文化芸術関係者は 5 人以内、学校教育関係者は 1 人以内、市民は 2 人以内です。第 3 条は議長及び副議長に関する規定で、議長は委員の互選により定めること、副議長は議長が指名するなどを定めております。第 4 条は会議及び議事の運営について規定しております。第 5 条は秘密の保持、第 6 条は推進会議の庶務は生涯学習課で行うこと。第 7 条は、この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は教育長が別に定めることを規定しております。

付則です。施行日は平成 30 年 4 月 1 日としております。

なお、冒頭に説明しましたが、この規則案のもととなる条例は、現在開催中の市議会に提案しているため、その条例案が市議会での可決の場合、本件は有効、否決の場合は無効となる旨お伝えします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようですので、採決に入ります。可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 13 号、国立市文化芸術推進会議規則案については可決といたします。



○議題（６） 議案第 14 号 国立市立小・中学校評議員会設置要綱の制定について

○【是松教育長】 次に、議案第 14 号、国立市立小・中学校評議員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 14 号、国立市立小・中学校評議員会設置要綱の制定について、ご説明いたします。

まず初めに、制定の理由ですが、学校と地域住民等が連携・協働して教育活動を推進し、学校運営に求められる複雑化、多様化する学校の課題等の解決や、教員の長時間労働の改善につなげるために、国立市立小・中学校に学校評議員会を設置するために必要な設置要綱を制定するものであります。

議案を 1 枚おめくりいただきまして、要綱案をごらんください。設置要綱のポイントとして 3 点説明いたします。

第 2 条の所掌事項では、校長の求めに応じ、評議員会で協議し、校長に意見を述べることで、学校運営に協力する旨の評議員会の役割を規定しています。次に、第 3 条の構成及び委嘱では、評議員会の委員は、

学校教育に関して理解と識見を有する者の中から、校長が教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱をします。最後に、裏面になりますが、第6条、評議員会の開催回数として年間3回程度とし、校長はその内容を教育委員会に報告するものとしています。

本要綱の施行日は、平成30年4月1日としております。

説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。特にないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第14号、国立市立小・中学校評議員会設置要綱の制定については可決といたします。



○議題(7) 議案第15号 国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案
について

○【是松教育長】 次に、議案第15号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第15号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

まず初めに改正の理由ですが、平成30年度より、国立市立小学校で特別支援教室が開級されるに伴い、情緒障害等通級指導学級に通級する児童の交通の安全確保及び保護者の送迎費用の軽減のために設置した同要綱の一部を改正するものです。改正の内容は、議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、4分の1ページ、第1条の通級指導学級送迎サポート事業の対象から、情緒障害等通級指導学級を外し、国立七小の言語障害通級指導学級のみを改正をしています。

次に、もう1枚おめくりをいただきまして、4分の3ページ。第14条に、特別支援教育に係る本事業において個別の合理的配慮の検討を可能とするため、教育長の委任事項を加えております。

最後に、本要綱改正の施行日は平成30年4月1日としております。

説明は以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第15号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(8) 議案第16号 平成30年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【是松教育長】 続いて、議案第16号、平成30年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてを議題といたします。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、議案第16号、平成30年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

て、ご説明いたします。

新しい学習指導要領では、教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが示されています。

平成 30 年度国立市立小・中学校の教育課程では、学校の教育目標のリード文として、育成を目指す資質・能力を位置づけました。また、学校の教育目標を達成するための基本方針は、学校の教育目標の項目とリンクするよう、構造化を図りました。

国立市教育委員会の教育課程編成に当たっての重点として、最重点項目を 3 点、重点項目を 5 点、次のとおり示しました。

最重点項目の第 1 点は、命の教育の充実と、児童・生徒一人一人の人権の尊重。第 2 点は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善。第 3 点は、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進と校内体制の整備です。

重点項目の第 1 点は、多様な価値観に向き合う、考え、議論する道徳への質的転換。第 2 点は、オリンピック・パラリンピック教育の充実と体力、運動能力の向上。第 3 点は、外国語教育の充実に向けた取り組みの推進。第 4 点は、多様で質の高い学びを目指す地域との連携・協働。第 5 点は、タブレット等 ICT 機器を活用した授業改善の推進です。これらを踏まえ作成された教育課程を 3 月 8 日に受け付けました。

これより、教育課程の内容を 1 校ずつ、ポイントを 3 点に絞ってご紹介させていただきます。詳細については、教育課程の写しをごらんください。

初めに、国立第一小学校です。第 1 に、校内研究を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善。伝え合う力を高める授業の実践。朝の 15 分間での国語・算数の学習等により、学力向上、授業力向上、組織的な教育力の向上を図ります。第 2 に、道徳の授業を中心に、全ての教育活動において、生命尊重、豊かな心の育成を進めます。児童に希望や目標を持って取り組ませ、活動を通して自信を持たせることにより、自己肯定感を育みます。第 3 に、年間を通して体力向上期間を設定し、達成感や成就感を味わわせながら体力向上を図ります。

次に、国立第二小学校です。第 1 に、学級活動や放課後活動等の充実により、児童一人一人が夢や希望を持って目標に向かい、自分のよさや可能性を生かすことにより、自己肯定感を育てます。第 2 に、6 年生の二松ソーラープロジェクト等の取り組みの中で、活動に対する思い等を高学年が下学年に伝える活動により、伝統を引き継ぐよさを感じさせるとともに、児童が主体的に学校づくりにかかわる力と豊かな人間性を育みます。第 3 に、学校公開、諸通信、ホームページ等を活用し、教育の成果を積極的に公開するとともに、集団登校や二松クラブ、地域班活動等の実施により、地域の人々や保護者がつながりを持ち、みんなで子どもたちの資質能力を育てます。

次に、国立第三小学校です。第 1 に、自分も周りの人も大切に、差別を排除する人権教育の推進により、思いやりのある子を育成します。第 2 に、校内研究と日々の授業を関連づけ、昨年度の研究を土台として価値ある問いを生み出しながら、進んで問題解決に取り組む児童の育成を目指した思考力を育む授業を推進します。第 3 に、ともに地域をつくるという理念に立ち、幼稚園、保育園、中学校、高等学校、商店会、育成会、PTA 等々、目標やビジョンを共有し、連携を図ります。

次に、国立第四小学校です。第 1 に、今後の社会変化に対応するために必要とされている自立を夢に、協働を感動に置きかえ、合言葉「夢いっぱい、感動いっぱい、国立第四小学校」を設定し、その具現化を図ります。第 2 に、確かな学力を身につけさせるために、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を進めます。第 3 に、自立と共生の態度を育むために、ユニバーサルデザインと合理的配慮を大切に

した授業を行い、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を推進します。

次に、国立第五小学校です。第1に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善により、教員の指導力の向上を図り、児童に将来生きて働く知識及び技能の習得と、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等を高める教育を推進します。2月には、国立市研究奨励校2年目として、その成果を発表します。第2に、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」の授業では、考える道徳、議論する道徳を実践するため、計画的に研修を実施し、授業改善に努めます。第3に、異年齢集団による縦割り交流の活動を通して、相手を思いやる気持ちを育てるとともに、協調性や協力性を養います。

次に、国立第六小学校です。第1に、質の高い深い学びのある授業を実践し、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させることで、学力向上を図ります。第2に、全教職員が人権尊重の理念を十分に理解し、人権教育について共通理解を図ります。道徳授業の充実と心の教育を推進し、児童一人一人が大切な存在として互いに尊重し合い、いじめや差別のない、望ましい人間関係を築きます。1月には東京都の人権尊重教育推進校2年目として、その成果を発表します。第3に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、校内委員会を中心とした支援体制を構築することにより、しょうがいのある児童に対して適切な支援を行います。

次に、国立第七小学校です。第1に、児童のわかる、できる、変わる姿を目指し、教員同士の公開授業を頻繁に行い、学び合うことで授業改善を進め、算数の学力向上を図ります。第2に、心の教育を推進するため、資料の人物に自己を投影させる学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の構築に取り組み、「特別の教科 道徳」の授業の充実を図ります。また、縦割り班活動やクラブ活動、委員会活動等において、高学年が中心となって主体的・自主的に活動することで、対話を通じた思いやりを育てる取り組みを行います。第3に、元気アップタイム、縄跳びチャレンジ月間等を通して体力増進を図るとともに、健康保持の大切さも理解できる取り組みを行います。

次に、国立第八小学校です。第1に、積極的に自分の考えを表現する子どもを研究主題として、「くにたち∞（エイト）」の対話的に学ぶ技の習得を重点とした授業改善を図り、国語、算数を中心とした、特に表現力の育成について研究を進めます。第2に、体力調査の結果をもとに、児童の実態を分析し、日々の体育授業及びパワーアップタイムを充実させ、体力向上を図ります。第3に、開校40周年を迎えるに当たって、国立第八小学校の歴史を学ぶとともに、今まで支えていただいた方々への感謝の気持ちを養います。また、学校と保護者、地域の方々と連携・協力して周年行事に取り組みます。記念式典は12月に行います。

次に、国立第一中学校です。第1に、研究主題である共生社会を実現させる生徒の育成に向けて、研究部が中心となって、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に取り組みます。特に、相互理解が促される共同学習のための課題設定を中心に、生徒の変容を明らかにしていきます。国立市研究奨励校2年目として、1月にその成果を発表します。第2に、「特別の教科道徳」の趣旨を踏まえ、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫し、授業の改善、充実に努めます。第3に、総合的な学習の時間において、東京、日本、世界について課題を立て、情報を集め、整理分析し、まとめ、表現する探求的な学習過程を重視した活動を計画し、思考力、判断力、表現力を育てます。

次に、国立第二中学校です。第1に、各教科領域においてタブレットPC等のICT機器を活用した指導を積極的・効果的に取り入れ、主体的な学び、より深い学びへの可能性へとつなげます。第2に、批判意識を高めるために、各教科等で道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れ、道徳の時間においては、

生徒が主体的に考え、議論するよう一層の工夫、改善を行います。また、生活面においては、日常から生徒に寄り添い、個を尊重した生活指導を行います。第3に、全ての教科領域において、4人を基本とするグループ学習を取り入れ、誰もが互いの考えを聞き合い、学び合える環境づくりと、生徒一人一人が主体的にかかわって学び合いを深められる授業づくりを行います。創立60周年を迎え、11月に記念式典を行います。

次に、国立第三中学校です。第1に、複数の選択肢の中から自分なりの根拠に基づいて考え、正しく判断する力を育むため、主体的・対話的で深い学びによる授業改善を推進します。第2に、東京都のスーパーアクティブスクール指定校2年目として研究に取り組み、オリンピック・パラリンピック教育の充実と体力・運動能力の向上を目指します。第3に、生きる力を育み、持続可能な社会のづくり手となることを目指して、持続可能な開発目標SDGS、通称グローバル・ゴールズを取り入れ、探求的な見方、考え方を重視した総合的な学習の時間の取り組みを推進します。東京都のスーパーアクティブスクール及び持続可能な社会づくりに向けた教育推進校2年目として、2月にその成果を発表します。

次に、特別支援学級です。特別支援学級においても学校の教育目標を達成することは通常の学級と変わりません。特別支援学級は、しょうがいのある児童・生徒の自立と共生社会の形成に向けて整えられた環境下において、個に応じた指導を行います。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、交流及び共同学習の実施、特別支援学級指導員による支援、連続性のある多様な学び場の整備を進めます。

最後に、小学校の特別支援教室です。平成30年度から小学校全校に特別支援教室「はばたき」を設置し、教員が巡回して指導を行います。在籍学級担任と巡回指導教員との連携を密にし、個別指導や小集団指導を通して児童の学力や、在籍学級における集団適応能力の伸長を図ります。

各校の教育課程についての説明は以上ですが、国立市立学校の管理運営に関する規則第3条に定められている学期の期間について、平成30年度は小・中学校ともに2学期を3日早めて実施いたしますので、本教育課程届をもって校長からの申し出を受理することとし、8月中の授業日は2学期に位置づけます。

また、同規則第4条の2項に定められている休業日に授業を行う際、例えば土曜日の授業公開、運動会、夏季休業日の野外体験教室につきましても、本教育課程の受理をもって委員会の許可といたします。

説明は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 感想なのですが、教育課程届の要点をペーパーにまとめていただいて、去年もあったと思うのですが、それぞれの学校のポイントがわかりやすく、今のご説明とあわせて聞いて、それぞれの学校の特徴等々がつかめました。いい方向でそれぞれ進んでいただければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

受理に際しての確認ということで、教育課程届上、2学期の開始がどうなるのかということと、それに伴う夏季休業期間中の諸行事の日程等の変更について、もう少し詳しく説明をしておいていただきたい。

端的に言うと、8月29日をもって、小・中学校とも2学期を開始することになるということによろしいのかということと、野外体験教室の日程が、これまでの2泊3日から1泊2日の日程で教育課程を組んであるということでもいいですね。

○【植木指導主事】 はい。

○【是松教育長】 それを確認いたしました。そういうことで受理のほうをよろしく願いいたします。

○【嵐山委員】 夏休みが少なくなるのですね。

○【植木指導主事】 はい。

○【嵐山委員】 生徒がつまらないよね。

○【是松教育長】 子どもは残念ですよ。

○【嵐山委員】 子どもはね。今までは、8月いっぱいですね。

○【是松教育長】 今までは8月いっぱいです。中学校はもう3日早く始まっていたのですが、小学校も早く始まるということです。

高橋委員。

○【高橋委員】 一つ質問いいですか。授業時数が、英語はふえるということから、夏休み、つまり8月にやはり行事じゃなくて授業を実施するというような学校はありますか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 全体を見ながらお話をしたほうがよろしいかと思しますので、国立第一小学校の第4表「学校行事等」のところをごらんいただきながら、ご説明をさせていただきたいと思します。

例年、小学校においては、夏季休業日の終わりを8月の最終日と定めておりましたが、来年度からは市内小学校8校、中学校3校共通で、夏季休業日を3日間短縮いたしました。したがって、来年度は8月29日水曜日に2学期の始業式、これが全校共通で入っております。8月に3日間、授業を実施することで、小学校においては英語外国語活動の授業時間数の確保というところも含めて取り組んでおります。

また、その1週間前、8月20日からの週になりますが、8月20日から8月24日までの5日間の中で、野外体験学習を実施することといたしました。今までは、2泊3日で実施をしておりましたが、来年度からは1泊2日で実施をいたします。月曜日から火曜日の学校が2校、火曜日から水曜が2校、水曜日から木曜が2校、木曜日から金曜が2校で、5日間で計8校の野外体験教室を実施いたします。この部分が、平成29年度からの大きな変更点になるかと思します。よろしくお願ひします。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第16号、平成30年度国立市立小・中学校の教育課程の受理については可決といたします。



○議題(9) 議案第17号 臨時代理事項の報告及び承認について(平成29年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)

○議題(10) 議案第18号 臨時代理事項の報告及び承認について(平成30年度教育費(3月)補正予算案の提出について)

○【是松教育長】 次に、議案第17号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成29年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)と、議案第18号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成30年度教育費(3月)補正予算案の提出について)を議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第17号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成29年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)及び、議案第18号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成30年度教育費(3月)補正予算案の提出について)、ご説明をいたします。

本議案は、現在開催されております市議会第1回定例会に補正予算を臨時に代理し、提出をしましたので、本定例会に報告し、承認を求めるものとなっております。

本件は、来年度、平成30年度より実施予定の第六小学校の非構造部材耐震化対策等工事について、ここで国庫補助金の交付決定が出たことに伴い、補正予算を組んだものとなっております。

議案第17号、第18号の概要ですが、今回の国庫補助金が、国の平成29年度補正予算で計上されているため、補助金の交付の手続上、市の予算も一旦平成29年度予算で補正を組み、平成30年度へ予算を繰り越して使用することとなります。こちらが議案第17号の内容です。

今年度、実施をいたしました第七小学校、第三中学校の非構造部材耐震化対策工事でも同様の手続を取りまして、国庫補助金の交付を受け、実施をしたところとなっております。

また前回、第2回の教育委員会定例会で提案をさせていただいたとおり、既に平成30年度当初予算で本事業の歳入・歳出予算が組まれております。このままでは先ほどの繰越ができないため、対象事業分の金額を一旦落とす処理をかける形となります。こちらが議案第18号の内容となります。

具体的にご説明いたします。まず、議案第17号を1枚おめくりいただき、A4横判、「平成29年度教育費（3月）補正予算追加内訳」歳入の表をごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2小学校費補助金につきまして、5,737万6,000円を増額補正いたします。この金額が今回の国庫補助金の交付決定額となっております。

続きまして、さらに1枚おめくりいただきまして、歳出の表をごらんください。項2小学校費、目5学校整備費、事務事業、小学校耐震補強大規模改修事業費、節15工事請負費につきまして、2億5,632万8,000円を増額補正いたします。この金額につきましては、全工事費のうち、国庫補助の対象となる部分のみを計上しております。

この歳入・歳出予算につきましては、先ほどご説明したとおり、一旦平成29年度予算で補正予算を組み、平成30年度へ予算を繰り越し、予算を執行する形となります。

次に、議案第18号に参ります。議案第18号の議案を1枚おめくりいただき、「平成30年度教育費（3月）補正内訳」の歳入の表をごらんください。

先ほどの平成29年度の歳入予算と同様の科目について、予算額全額5,680万8,000円を減額補正いたします。平成29年度補正予算とのずれにつきましては、平成30年度予算は国庫補助金の見込み額であるのに対しまして、平成29年度補正予算は補助金の交付決定額となっているためとなっております。

続きまして、1枚おめくりいただき、歳出の表をごらんください。

先ほどの平成29年度の歳出予算と同様の科目について、国庫補助金の対象となる金額、2億5,632万8,000円について減額補正をいたします。なお、表の右から2番目の欄にごございます補正後の額、619万9,000円につきましては、第六小学校の校舎屋上防水改修工事費となっております。国庫補助金の対象とならない経費となっているため、平成30年度当初予算に積み残すことといたします。

なお、国庫補助金の交付の手続上、このような予算上の手続はとりますが、第六小学校の非構造部材の耐震化対策工事につきましては、当初の予定どおり平成30年度、平成31年度の2カ年で行うこととしており、スケジュールに変更はございません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。少しややこしい内容になってはいますが、平成30年度の当初予算で計上させていただきました第六小学校の非構造部材の耐震対策工事の工事費につきまして、それを平成29年度の補正予算につけかえるという内容でございます。その理由は、平成29年度の国の補正予算案

における国庫補助の採択を受けるために、当市の工事も平成 29 年度予算に位置づけておくということでございます。その理由は、実は平成 30 年度当初予算での非構造部材の対策工事は非常に採択率が悪いということで、ことし、平成 29 年度当初予算におきましての国の採択率が 30%だったということで、ほとんどの他地区が当初予算に盛った工事費について、補助採択にならなかったという状況がございました。一方、前年度の補正予算に手を挙げたところについては、100%採択されたということがございまして、私どもも、今年度やらせていただいた、七小、三中につきましては、前年度の補正予算に位置づけて国の補助をいただいたところですが、ことしも本来はそうしたかったですけれども、国の臨時国会の開催の中での補正予算案の通過がおくれておりまして、補正予算での採択の状況が見えない中で、とりあえずは当初予算に計上せざるを得なかったという事情がございました。ところが、臨時国会が今進んでまいりまして、国の補正予算案の中でも相当の採択ができるだけの補正が組まれたという中で、急遽、国立市においても、平成 29 年度補正予算のほうに切りかえて、国の採択をもらおうという戦略から、平成 29 年度補正予算のほうの事業に手を挙げまして、一応、採択の内諾が来たということで、その関係で、平成 30 年度予算から落として、平成 29 年度予算の補正に急遽、追加をするということで、議会のほうに手続をとったという流れになっております。

その辺をご承知おきいただきたいと思います。改めまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは採決させていただきます。まず、議案第 17 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）、承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 議案 17 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）は、承認といたします。

続きまして、議案第 18 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）、これも皆様、ご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 議案第 18 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）は承認といたします。



○議題（11） 報告事項 2） 国立第二小学校の建て替えについて

○【**是松教育長**】 次に、報告事項 2、国立第二小学校の建て替えについてに移ります。

山本教育施設担当課長。

○【**山本教育施設担当課長**】 それでは、お時間を頂戴しまして、国立第二小学校の建て替えについてご説明させていただきます。

まず、1 の国立市学校施設整備基本方針についてですが、前回、平成 30 年 2 月 20 日に開催されました第 2 回定例教育委員会で国立市学校施設整備基本方針の決定をしていただきました。それによれば、今後は各校の更新事業を行うこととしており、第二小学校については、まず校舎建設に関する理念や方針として、個々にマスタープランを策定し改築を進めることとしております。

それでは、続いて 2 で具体的な今後の取り組みについてご説明申し上げます。第二小学校の改築に当たりましては、例えば、樹木の状況や校地の傾斜などの校地の特性を考慮するとともに、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校づくりが求められます。また、複合化などの区域における行政需要を踏ま

えることや、日影などの周辺地域への配慮など、多岐にわたる検討が必要となります。よって、専門的な知見による検証と合意形成を重視した検討が必要と考えております。

来年度以降、行政、学校、識者と地域関係者の間での情報共有と意見交換、協議などの結果を踏まえて基本構想、基本計画として、第二小学校改築マスタープランを策定していきたいと考えてございます。

(1)の協議・検討の方法です。先ほども少しお話いたしました、関係者による情報共有を前提にし、率直に意見交換をする場として裏面の委員による国立市第二小学校改築マスタープラン連絡協議会を発足させ、国立第二小学校改築に関する各種検討を行います。資料をおめくりください。

現在想定するメンバーは上の表のとおりで、教職員、PTA等学校関係者で計4名、地域関係者で4名、行政は、教育や建築、複合化の視点で計4名、その上で、二小地区在住の居住者や未就学児保護者を2名の公募委員と、最後に学識経験者の計15名で考えております。

先ほど申し上げましたとおり、行政も学校も地域も、ともによりよい学校づくりのためにはどうしたらいいかというような平場での議論といえますか、率直な意見交換ができる場づくりを行ってまいりたいと考えております。

次の(2)協議・検討のスケジュールをご説明いたします。現在、想定しているのは合計10回程度、おおむね来年度、平成30年夏ごろから翌平成31年5月ごろまでを想定しております。また、来年度末、平成31年3月ごろに中間報告会を行い、地域へ向けて協議内容の報告と、それを踏まえたご意見の聴取を行うとともに、パブリックコメントの募集を実施したいと考えております。

想定する協議内容としては、この表のリード文にもありますように、まず保護者や、内容によっては児童へのアンケート、建築基準法や文部科学省の学校施設整備指針などの関係法令などをもとにした課題整理を行います。その上で、新たな第二小学校建設の理念やコンセプトを検討し、それをもとに、諸室の配置や考え方、ゾーニング案とともに必要面積や平面計画を検討いたします。

これらを一旦取りまとめ、中間報告を行った後、意見を踏まえ修正を行い、教育委員会へ検討結果を報告いたします。教育委員会または市でこれらを受けた上で、マスタープランを策定してまいりたいと考えております。

その後の取り組み予定は、(3)に記載してございます。

マスタープラン策定後は、文部科学省の補助要件であります体力度調査などを初めとした必要な諸調査を行い、マスタープランをもとに基本設計、実施設計へと進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 スケジュールなのですが、結構タイトかなと思うのです。8月に委員会をまずつくって、それから8月にスタートして、半年ぐらいで中間報告。かなり厳しいスケジュールかなと思うのですが、大丈夫ですか。

○【是松教育長】 山本教育施設担当課長。

○【山本教育施設担当課長】 ありがとうございます。スケジュールとしては、少しタイトといったご意見もあるかと思うのですが、平成34年度末、ご存じのとおり、耐用年数を迎えるということもございまして、事務局として、このスケジュールでまずは進めさせていただきたいと思っております。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。先ほど教育次長の市議会報告の中でもありましたように、二小の建て替えについては、市議会からもさまざまにご意見をいただいております。特に意見が集中して

いるところは、いわゆる建て替えをする際の仮設校舎のあり方について、いろいろご心配いただいております。仮設校舎をつくりますと、どうしても3億から4億というお金がかかるわけでございまして、市議会としては、それは何とかコスト削減の上から別の手法がないのかというご意見を賜っております。例えば、今いる二小の児童を近隣の学校に全て振り分けて、仮設をつくらなくてもいいようにできないのかというようなご意見もいただいたところでございます。

私どものご回答というか答弁としましては、それも含めて仮設の校舎をつくってやっていくかどうかということの決定手法についても、このマスタープランの中で協議をしていきたいということをお話し申し上げております。その際に、これから幾つかの学校を建て替えていくわけですから、それなりに財政の厳しい国立市としては、経費削減に極力努めなければいけないという視点は必ず持って臨んでまいりますということが第1点と、それから一方、一度つくった学校をこれから80年間にわたって使い続ける学校になりますので、将来を担う子どもたちがこの先学ぶ学校を、将来において何でこんな学校をつくったのだというようなことを言われぬように、悔いのないすばらしい教育環境の学校をつくっていくという視点もしっかり持ちたいということ。

それから、国立市は公共施設用地を持っておりませんので、学校用地というのは大変貴重な公共施設用地になります。学校施設を建て替えるときに、それまで地域になかったさまざまな地域の不足していた地域施設を整備する千載一遇のチャンスでもある。したがって、複合施設等の可能性も考えながら、地域の核となる学校としての機能を備えた学校づくりもしていきたい。そういった3点の視点で臨んでいきたいということで、そうした中でどういった建築手法があるのか、どういった学校をつくるべきか。そのためには、どういった建築手法になるのかということもマスタープランの中で協議していきたいということでお答えしているところでございます。

これからマスタープランについては、引き続き市議会等からも注目されて、さまざまなご意見をいただくことになろうかと思っておりますけれども、とりあえずはこういう形でマスタープラン策定に臨んでいきたいと思っております。

よろしいでしょうか。



○議題(12) 報告事項3) 国立市立学校における働き方改革推進実施計画の制定について

○【是松教育長】 それでは報告事項3、国立市立学校における働き方改革推進実施計画の制定についてに移ります。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、国立市立学校における働き方改革推進実施計画について、少しお時間をいただきましてご説明いたします。

学校の教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題となっております。国立市教育委員会として、国立市立学校に勤務する教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備するために、国立市立学校における働き方改革推進実施計画を策定いたしました。

実施計画の1ページをごらんください。1番、「作成の目的」です。国立市教育委員会として、市立学校の教員一人一人が職務に従事できる環境を整備し、働き方改革を推進することで、学校教育の質の維持向上を図るために、国立市立学校における働き方改革推進実施計画を策定いたしました。

2番、「実施計画の位置付け」です。国立市立学校が、その実態に応じた働き方改革の取り組みができるよう、服務監督権者である国立市教育委員会が、各学校の取り組みの指針とするための実施計画として策定をしました。なお、この実施計画は、教員の任命権者である東京都教育委員会が作成した、学校における働き方改革推進プランとの整合性を図っております。

大きな3番、「働き方改革の目標」です。東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プランにおいて、区市町村教育委員会との共通目標としている週当たりの在校時間が、60時間を超える教員をゼロにすることが、実施計画における当面の目標となります。

続いて、2ページです。大きな4番、「具体的な働き方改革の取組の方向性」です。東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プランを受け、取り組みの方向性として、次の5点を計画しております。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進。(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進。(3) 教員を支える人員体制の確保。(4) 部活動の負担を軽減。(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備。

続いて、大きな5番、「働き方改革の具体的な取組内容」です。ご存じのとおり、国立市立学校ではさまざまな働き方改革、校務改善の取り組みを進めておりますが、ここでは、平成30年度より実施する内容をご説明いたします。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進の取り組みとして、教育委員会は教員用タイムレコーダーを導入し、1人1人が在校時間を意識した業務ができるようにします。学校では、夏季休業日に連続5日間の休暇促進週間を設定し、警備員の配置、日直等の業務をなくすことで休暇の取得を促進します。

次に(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進の取り組みとして、教育委員会は、小・中学校同一のホーム支援システム導入の検討や、教員悉皆の研修やフォーラム等の実施回数を見直します。

3ページに進んでください。学校では、学校教材費や行事費等を含めた学校徴収金の集金管理の方法を見直します。

次に(3) 教員を支える人員体制の確保の取り組みとして、教育委員会は、学校の組織力向上のために、全校にスクールサポートスタッフ及び家庭と子どもの支援員を配置します。学校では、教育活動の一層の充実を目指して、先ほどご審議いただきました学校評議員制度を初めとした地域との連携強化を進めます。

次に(4) 部活動の負担を軽減の取り組みとして、教育委員会は、こちらも先ほどご審議いただきました規則を制定して、従来の部活動指導員を学校教育法施行規則に規定する部活動指導員として、教員にかわり部活動の指導業務を担当できるように整備します。中学校では、スポーツ庁や東京都教育委員会が作成する部活動ガイドラインを参考にして、今後、作成する国立市のガイドラインに基づき、休業日の設定等部活動の運営を進めます。

最後に、(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の取り組みとして、4ページのほうにお進みください。教育委員会は校長会と連携して意識啓発資料を作成し、保護者や地域への働き方改革への理解と協力を求めるための発信をします。学校では、各学校の学校における働き方改革目標を設定し、全教職員が共通理解し、取り組むようにします。

大きな6番、「働き方改革についての理解促進」では、教育委員会として、教員、保護者や地域、市民へ学校における働き方改革の取り組みの理解を促進するための啓発活動を進めます。

次に、大きな7番、「実施計画の評価と見直し」です。実施計画の効果については、管理職等からのヒアリングで検証し、必要に応じて実施計画の見直しを図ります。5ページ、6ページは、意識啓発のための資料になります。5ページが保護者、地域向け、6ページが教員向けの資料になります。

最後に、教育委員会として、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備できるよう、働き方改革を進めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

山口委員。

○【山口委員】 これも喫緊の課題として取り組んでいかなければいけないことだと思います。このスケジュールというか、達成目標とか、日にちとか、そういうのはあるのですか。難しいとは思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 実施計画の1ページにあります働き方改革の目標である、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするというのは、これはもう当面というか、喫緊の目標でありますので、平成30年度中の実現を目指しております。

○【山口委員】 わかりました。大変だと思うのですが、ぜひいい形にしていくように、我々も、私も何か手伝えることはないかもしれないけれども、横でサポートができればいいなと思っております。

○【是松教育長】 数値目標としては、上限設定というか、上限を一応設定されているわけで、週当たりの在校時間の上限を60時間とするということです。

また、部活の関係では、この間スポーツ庁から来たのは、中間報告ですか、最終報告ですか。

○【三浦教育指導支援課長】 最終報告案が来ています。

○【是松教育長】 案ですね。最終報告案が来ていまして、この中で、週2日の休業日を設定する。平日1日と土日の1日で、おおむね2時間以内の部活動にするということと、休日に部活動を行う場合には、3時間限度で行うというようなガイドラインが、どうも案として出ていますので、恐らくこれがまた東京都の教育委員会で見直しをして、ほぼ同じ内容で示されてくると思います。そうすると、それも一つ、今後の数値目標になっていくのかなということです。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 関連して。部活動を長くやらないほうが成績がいいというのは、全国学力調査から出ています。3時間以上は成績が悪いと。2時間ぐらいが適当、妥当であるというのが出ています。特に部活動については、保護者や市民へ、こういう啓発活動で理解してもらおうということが、特に大事になってくるのではないかと思います。

それをいかに上手に啓発活動していくかということで、お願いしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 部活動については、市は、国、東京都のガイドラインに基づく活動方針をつくらなくてはいけないということで、それから各学校においては、それに基づく活動計画をつくり、また部活動の顧問については、学校長へ、その活動計画の進捗状況について毎月報告を上げるというシステムが示されているようですので、そういうこともやっていくこととなります。当然ながら、その段階で保護者、生徒にもしっかり理解してもらおうような啓発を行っていかねばいけなくなるのではないかなと思います。

よろしいですか。



○議題(13) 報告事項4) 平成29年度国立市文化財登録について(答申)

○【是松教育長】 それでは、次の報告に移ります。報告事項4、平成29年度国立市文化財登録について（答申）に移ります。津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成29年度国立市文化財登録について（答申）につきまして、ご報告申し上げます。

国立市文化財保護審議会において、平成29年度国立市文化財登録諮問について慎重に審議した結果、平成29年度の国立市文化財登録は、諮問時に候補として挙げていた同内容の建造物として「旧野島家住宅（現ル・ヴァン・ド・ヴェール）」1棟、書籍として、本田家旧所蔵「大幟」3枚、「（附）揮毫録」1冊の2件となりました。

1枚おめくりください。A4横の資料で、「国立市登録文化財理由書」です。まず、旧野島家住宅（現ル・ヴァン・ド・ヴェール）についてです。本建造物は、国立駅にほど近い一角に、元海軍大佐野島新之丞・喜美夫妻が建てた木造二階建ての洋風住宅です。1階外観及び内部は大きく改変されていますが、2階外観は、建築当時の形式を比較的好く残しております。国立市開発時の建造物として、市内に現存するものはごくわずかですが、国立地域の開発史を考える上で貴重な建造物です。また、個人住宅にとどまらず、国立在住のキリスト教関係者の集会所としても、昭和6年ごろからと長く使用された経緯があり、現在はフレンチレストラン「ル・ヴァン・ド・ヴェール（緑の風）」として再生され、市民に広く親しまれております。建造物そのものだけでなく、歴史的背景を踏まえた意味でも重要な価値を有しているため、登録文化財としております

なお、本件の詳細内容、旧野島家住宅の変遷や国立キリスト教徒の関連などの資料については、2ページから3ページまでつけております。

次に、本田家旧所蔵大幟についてです。本資料は、下谷保村の名主であった本田家が所有していた幟旗で、3点とも11代当主の本田覚庵が揮毫したものです。幟旗の長さはいずれも10メートル前後もある大型の物です。この幟旗は、本田家の書家としての活動・技量の一面を示す上で、また地域文化史的にも重要な価値を有しているため、登録文化財としております。

こちら、本件の詳細内容、幟旗の写真データなどを33ページから41ページまでつけておりますので、後ほどごらんいただければ幸いです。

以上が、平成29年度国立市文化財登録についての答申となります。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

旧野島家住宅の2階は、現在はレストランとしては使われていないのですか。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 そのとおりでございます。なお、現在工事中で、今年度中はちょっと使えないというようなことも状況として聞いております。

○【是松教育長】 よろしいですか。



○議題（14） 報告事項5） 市教委名義使用について（5件）

○【是松教育長】 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項5、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 では、平成29年度2月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認5件でございます。

まず、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団主催の「第 44 回日本フィル夏休みコンサート 2018」です。音楽を日常的に楽しむ習慣の定着、音楽文化の発展に寄与することを目的に、フル編成のオーケストラが奏でる芸術性の高いコンサートを平成 30 年 7 月 22 日から 8 月 5 日までの期間、東京芸術劇場、あるいはサントリーホールにて行います。入場料は、S 席大人 5,200 円、子ども 3,200 円。A 席大人 4,200 円、子ども 2,500 円。B 席大人 3,200 円、子ども 1,800 円となっております。

2 番目は、公益社団法人立川青年会議所主催の「第 3 回わんぱく相撲国立場所〜くにたちでおすもうしよう！」です。相撲を通じて児童の心身の鍛錬と健康の増進を目的に、未就学児から小学 6 年生を対象にしたトーナメント形式の相撲大会を平成 30 年 5 月 13 日、LINK 国立 2018 会場内のブースにおいて行います。参加費は無料です。

3 番目は、国立大学法人一橋大学主催の「平成 30 年度一橋大学公開講座」です。今回は「ミュージアムへの招待：大学院から始める学芸員資格」をテーマとしたシンポジウム形式の講座を平成 30 年 6 月 23 日 13 時 30 分より、一橋大学国立西キャンパス本館 21 番教室にて行います。参加費は無料です。

4 番目はボランティアチーム・如水コンサート企画主催の「第 32 回くにたち兼松講堂音楽の森コンサート『吉野直子の華麗なハープの世界』」です。今回は世界的ハープ演奏者として活躍する吉野直子氏を招いたコンサートを平成 30 年 5 月 13 日 14 時より、一橋大学兼松講堂にて行います。入場料は、S 席 4,500 円、当日 5,000 円。A 席 3,500 円、当日 4,000 円。学生 1,500 円、当日 2,000 円となっております。

5 番目は、学ぼう！遊ぼう！風の子プロジェクト主催の「おそとで遊ぼう！遊びの森カフェ」です。今回は、平成 30 年 2 月 25 日 11 時より国立富士見台団地幼児教室風の子西側広場において、楽器をつくっての音遊び、自然遊び、馬との触れ合いなどを行います。参加費は無料です。

以上 5 件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回、4 月でございますが、4 月 23 日月曜日、定例の火曜日ではなくて月曜日になります。4 月 23 日月曜日の午後 2 時から、こちら教育委員室で予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は 4 月 23 日、曜日は月曜日となりますが、午後 2 時から、会場は教育委員室といたします。皆様、お疲れさまでございました。

午後 3 時 3 5 分閉会